

男女共同参画ニュースレター

男女共同参画推進委員会

研修会の実施について

男女共同参画推進委員会では、2018年度に男女共同参画社会の推進にむけた取り組みに関する研修会を実施いたしました。

【テーマ】学校における男女共同参画の取組について

【日時】2018年11月2日（金）16:00～17:00

【講師】神戸親和女子大学 発達教育学部教授

勝木 洋子 氏

【会場】附属桃山小学校 ランチルーム

【参加者数】42名（役員1名、大学教員3名、附属学校教員31名、事務系職員5名、その他2名）



本学では、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会を目指し、男女共同参画推進の意義について理解を促進し、男女の人権に対する意識啓発に努めています。

研修会では、男女共同参画社会の視点に立った子育て支援などについて積極的にご発言されている勝木洋子さんを講師としてお招きし、次世代を担う子どもたちが自分らしく生きていける社会に向けた課題についてご説明いただきました。日本における家庭と子育て、女性の労働をめぐる意識について、高度成長期を振り返りつつ歴史的な視点もふまえてご説明いただきました。また、ハラスメントやLGBTの権利、さらには勝木さんがご専門とされている開発途上国の子どもの人権環境や、カナダにおける多様性（ダイバシティ）を意識した社会のあり方なども紹介され、充実した研修会となりました。



参加者からは、男女の役割分担をめぐる「刷り込み」や「思い込み」を自覚する機会になったとの声が多く寄せられ、大変好評でした。また内容が盛りだくさんだったこともあり、もう少し研修の時間や機会を増やしてもよいのではないかとの意見もありました。

育児・介護等を支援する制度一覧について

本学では、育児・介護休暇、短時間勤務など、育児・介護等を支援するための各種制度を整えています。育児・介護のほか、結婚・出産に関する制度があります。

下記の表は制度の一部です。下記以外の制度や詳細について、本学ホームページの「男女共同参画」→「教職員向け」に掲載しています。

(<https://www.kyokyo-u.ac.jp/danjo/>)

育児・介護等を支援する制度一覧（抜粋）

結婚	結婚休暇	結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事のための休暇
出産	妊娠中の勤務免除	保健指導又は健康診査を受ける場合の時間
		休憩又は補食のための時間
		通勤混雑等による負担緩和のため必要な場合
	産前休暇	〔常勤職員〕産前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）の休暇 〔非常勤職員〕産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）の休暇
	産後休暇	産後8週間の休暇
	配偶者の出産休暇	配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合
	子の養育のための休暇	配偶者が出産する場合であって、出産に係る子又は小学校就学前の子（配偶者の子を含む）を養育するための休暇
育児	早出遅出勤務	業務の正常な運営に支障がある場合を除き、始業及び就業の時刻を7時から22時の範囲内で繰り上げ又は繰り下げ、所定労働時間を変更せず勤務
	子の保育のための休暇	生後1年に達しない子の保育（授乳等）をするための休暇
	子の看護等のための休暇	中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む）を看護するとき（予防接種・健康診断等への付き添い含む）の休暇
	子の学校行事等への出席のための休暇	中学校就学の終期に達するまでの子（配偶者の子を含む）が在籍する（又は在籍することとなる）学校の行事等へ出席するときの休暇
	育児休業	3歳に満たない子と同居し養育する場合の休職（1週間の所定勤務日数が2日以下の方は利用できない）
	育児短時間勤務	1日あたり4時間（非常勤職員は所定労働時間の2分の1の時間）を超えない範囲内で短縮して勤務
介護	早出遅出勤務	業務の正常な運営に支障がある場合を除き、始業及び終業の時刻を7時から22時の範囲内で繰り上げ又は繰り下げ、所定労働時間を変更せず勤務
	介護休暇	要介護状態にある家族の介護のための休暇
	介護休業	要介護状態にある家族の介護のための休職（1週間の所定勤務日数が2日以下の方は利用できない）
	介護短時間勤務	1日あたり4時間（非常勤職員は所定労働時間の2分の1の時間）を超えない範囲内で短縮して勤務

京都教育大学 男女共同参画推進委員会

（担当：総務・企画課）